

平成 25 年度第 2 回理事会議事録

日 時 平成 25 年 9 月 26 日 (木) 14 時～15 時 50 分まで
場 所 ふれあい福寿会館 406 小会議室 (岐阜市藪田南 5-14-53)
出席者 理事 25 名中 18 名出席 監事 2 名中 1 名出席
(出席理事) 藤井孝一、富田彰、横井守、安田政之、脇本敏雄、高橋秀一、
寺倉修、入山要、村瀬泰基、福野嘉彦、木村裕伸、中川保、
古川昇、鈴木数広、篠田和雄、波多野正士、三宅淑音、狭場芳男、
(欠席理事) 林嘉彦、松野由文、河合龍雄、永田徹雄、河村彰雄、加藤幸治
後藤隆吉
(出席監事) 水谷武
(欠席監事) 岩崎幸司

事務局 (高橋専務理事)

時間となりましたので、本年度第 2 回理事会を開催いたします。今日の出席者でございますが、理事 25 名中 18 名の出席でございます。監事は 1 名出席です。それでは、会長から挨拶をお願いいたします。

会長挨拶

皆さんこんにちは。朝晩涼しくなって大分過ごしやすくなりました。建築士会も 4 月から公益社団法人となり運営してきましたが、運営規則等がまだ決まっておりません。先日、総務委員会、運営会議等で諮っていただきまして、今日は正式に理事会で検討いただくことになりました。理事の皆さんにご意見を賜りたいと思います。

来月は 10 月 19 日に全国大会です。各支部、委員会から 30 名ほど参加されるようです。その一週間後には飛騨支部のお骨折りで、26 日に飛騨高山で岐阜地域貢献活動センターの助成事業完了報告会を行います。これは脇本副会長はじめ飛騨支部の方々大変お世話になりました。それでは慎重審議よろしく申し上げます。

会長 (議長)

それでは座って議長をさせていただきます。本日の審議事項 10 件ありますが、議題 10 のところで私からお話ししたいことがあります。

それでは議題 1 について、専務理事の方から説明をお願いします。

I. 議 事

議題 1 会員資格の喪失について

配布資料の確認後、高橋専務理事より資料に基づき、会員資格の喪失について説明があ

った。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題2 会員入会（賛助会員を含む）について

高橋専務理事より資料に基づき、会員入会（賛助会員を含む）について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題3 「会費等納入のお願い」について

高橋専務理事より資料に基づき、「会費等納入のお願い」について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題4 H25.26年度専攻建築士・CPDプログラム審査評議会評議員について

高橋専務理事より資料に基づき、H25.26年度専攻建築士・CPDプログラム審査評議会評議員について説明があった。

／議長については理事会の決定事項になるのではないか。

- ・議長は渡辺光雄先生にお願いしている。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題5 総会運営規則（案）について

高橋専務理事より資料に基づき、総会運営規則（案）について説明があった。

／総務委員会と運営会議で協議した点だけ説明をお願いしたい。

- ・第2条（5）

代理人が実際あるのかという議論があったが、あくまでも理事会の決議によって代理人の議決権を認めるかどうかということなので、これもあってもいいという結論になった。

- ・第4条

議決権行使に関する基準日を前月末にしてはどうかという議論があったが、それほど変わらないということで元のままとした。

- ・第8条

議長の選出について、実際は「事務局が仮議長になり～」という文言があったが、ま

ぎらわしい部分を抜いて解りやすくした。

・第 19 条 (1)

「出席した正会員の数」とあったが、委任状の提出者も書き加えるべきとのことで「及び委任状の提出者」という文言を加えた。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 6 理事会運営規則 (案) について

高橋専務理事より資料に基づき、理事会運営規則 (案) について説明があった。

・総務委員会で検討したところ、第 8 条の再任の制限について、任期が 2 回までとなっているが、公益社団法人に移行した時点から 2 回という事を確認した。また「原則として」という文言を加え「原則として 2 回」とした。

／移行前の社団法人から通算してということにならないのか。随分永いことになるし、内規があってやってきたことだから、おかしいのではないか。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 7 理事の職務権限規程 (案) について

高橋専務理事より資料に基づき、理事の職務権限規程 (案) について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 8 倫理規程 (案) について

高橋専務理事より資料に基づき、倫理規程 (案) について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 9 監事監査規程 (案) について

高橋専務理事より資料に基づき、監事監査規程 (案) について説明があった。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

議題 10 その他

(会長)

公益社団法人への移行が1年遅れました。各支部の理事が2年任期ということで、ズレが出ますが、任期を1年延長して任期3年でお願いしたい。

- ・西濃支部は、今年1年と役員も決めているので、来年度は支部役員が変わる予定でいる。
- ・中濃支部は、公益法人に移行した時に、任期が2年ということは聞いているので、トータル3年になるという理解で役員を決めている。
- ・可茂支部は、役員の任期が1年伸びることについて総会で了解を得ている。
- ・東濃支部は、本部の決定に合わせて対応することになっている。
- ・中津川支部は、今年で2年目になるが申し合わせで2期やるようになっているので差し支えない。
- ・飛騨支部は、今日の取り決めで支部のほうで対処できる。

(高橋専務理事)

支部長に本部の理事をお願いしている関係で、任期についてのお願いをしている。各支部の支部長は各支部で決めていただくことでもあるので、できればというお願いです。

／連合会とも任期のズレがある状態なので、いずれは調整しないといけないが、25・26年度はこのまま対応して、それ以降でお願いしたい。

- ・支部長については、1年延長していただけるよう支部にはお願いしたい。
- ・各委員会の委員長についても、支部の任期と同じにしていきたい。
- ・いずれは変えないといけないと思う。

II. 報告事項

報告1. 平成27年度全国大会（石川大会）負担金の支払いについて

- ・東海北陸ブロック会議で、各県100万円の負担を支払う取り決めになっている。岐阜県としては、2年に分けて支払いたい。

議長は、理事会に諮ったところ賛成多数で承認された。

報告2. 職務執行状況の報告について

高橋専務理事より

- ①役員の確認書についての説明
- ②各支部への本部振込額についての説明

- ③岐阜県地域住宅リフォーム推進協議会についての説明
- ④景観まちづくり講座についての説明
- ⑤岐阜地域貢献活動基金助成事業完了報告会への参加依頼

報告 3. その他

横井副会長より

①建築相談について

毎月第 2 木曜日の 2 時から 4 時に本部で建築相談を行う。岐阜・西濃・各務原・中濃・可茂・東濃の各支部から 2 人出でいて、手当ては 1 人 3,000 円をお願いしたい。担当は事業・制度・教育委員会をお願いしたい。

／経験上現地で相談ということが多くなると思う。

・事務所での相談を原則として、現地へはよほどのことがない限り出向かないということにしたい。

／PRはどうするのか

・HP、メルマガではなく、一般消費者向けとなると新聞広告、消費者相談センターと連携するようなことを考えないといけない。

／予約をとるようにしてはどうか

・予約が入った場合のみ、相談担当の方に連絡して対応する。

②岐阜県住宅省エネルギー施工・設計技術者講習会についての説明

以上をもって、本日の議事は全て終了したので議長は閉会を宣して、午後 3 時 50 分に散会した。

上記決議を明確にするため本議事録を作成し、出席した会長及び監事次に記名捺印する。

平成 25 年 9 月 26 日

公益社団法人 岐阜県建築士会

会 長 印

監 事 印